資料１

**ＬＥＤ等照明広告について**

**１．景観審議会（H25.12.5）での主な意見**

* 輝度（まぶしさ）について検討すべき。
* 地域を指定して規制誘導する必要がある。（住宅地と異なり、商業地では賑やかさも必要）
* 地域の実情に応じて時間規制を検討してはどうか。
* 照明広告の分野を分けて基準を検討していく必要がある。

「LEDサイネージ看板」「内照看板」「その他照明の看板」

**２．景観審議会（Ｈ26.5.27）への報告**

* **どこまでを規制対象とするか**

・点滅とデジタルサイネージ等内容が変化するものに今回は限定する。

* **どのような規制内容にするか**

・「輝度制限（ｃｄ／㎡）」と「規模制限（㎡）」とを合わせた制限とする。

・現地調査により具体的な数値を設定するが、仮置とし、数値の妥当性について検証する。

* **どのように規制区域を設定するか（住居系地域を基本）**

・住環境を守るため、住居系地域に隣接した地域の一部を対象とする。

・市街化調整区域も対象とする。（地区計画により大型店などが立地する可能性あり）

**３．許可基準案（仮置）（別紙）**

**４．部会の検討事項**

**●　規制内容の検証**

　　・官能評価の手法を用いて、数値の妥当性等を検証する。

　　・手法の妥当性について検討する。

　　・検証結果を審議会に報告し、規制内容のあり方について議論。

　**●　規制区域の設定**

・土地利用や立地論からみて、規制区域の設定は妥当か。

照明許可基準　（仮置）

１．照明規制の対象

可変表示型屋外広告物　常時表示の内容を変えることができるもの及び点滅するもの

２．許可基準及び適用地域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 許可基準 | 適用される区域 |
| 可変表示型屋外広告物 | 原則として禁止する。（0.5㎡以下及び両面の場合1面0.25㎡以下、かつ輝度2000cd／㎡以下は適用除外とする。） | 禁止区域（第一種低層住居専用地域を含む）並びに第二種低層住居専用地域及び周辺50m以内の区域 |
| 大きさは、30㎡以下及び両面の場合1面15㎡以下とすること、かつ輝度は2000cd/㎡以下とすること。 | 第一種中高層住居専用地域第二種中高層住居専用地域第一種住居地域第二種住居地域の区域及び周辺50m以内の区域並びに市街化調整区域 |

《参　考》

* ＣＩＥ（国際照明委員会）による「屋外照明による障害光抑制ガイド（2003）」

（環境省　「光害対策ガイドライン」による）

ＣＩＥの環境区域

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区域 | 環境 | 光環境 | 例 |
| Ｅ１ | 自然 | 本来暗い | 国立公園、保護された場所 |
| Ｅ２ | 地方 | 低い明るさ | 産業的又は居住的な地方領域 |
| Ｅ３ | 郊外 | 中間の明るさ | 産業的又は居住的な郊外領域 |
| Ｅ４ | 都市 | 高い明るさ | 都市中心と商業領域 |

* 障害光を抑制するための照明技術特性値の許容最大値（ＣＩＥ　150-2003　抜粋）

過剰に照明された建築物の壁面と看板

　　 建築物壁面と平均輝度の最大許容値（単位：ｃｄ／㎡）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | Ｅ１ | Ｅ２ | Ｅ３ | Ｅ４ |
| 建物表面の輝度（Ｌｂ） | 平均照度×反射率／πより求める | ０ | ５ | １０ | ２５ |
| 看板の輝度（Ｌｓ） | 平均照度×反射率／πより求める又は、自発光しているものの輝度 | 50 | 400 | 800 | 1000 |